

令和8年度「認知症メモリーウオーク・千葉」開催募集要領

1 趣旨・目的

認知症の人やその家族が、地域で安心して暮らし続けるためには、県民一人ひとりの認知症に対する理解が何よりも必要です。

このため、千葉県ではより多くの県民に認知症に対する理解を深めてもらうことを目的に、平成19年度から「認知症メモリーウオーク・千葉」を開催しています。

ついては、この趣旨に賛同し、県との協働によるメモリーウオークの開催を希望される主催団体等を下記のとおり募集します。

2 「認知症メモリーウオーク・千葉」開催時期及び主催団体の募集等

(1) 開催地域

県内6箇所を予定。(※開催地域が重なった場合は調整させていただきます。)

(2) 開催時期

令和8年6月13日(土)から令和8年11月29日(日)まで

(3) 主催団体

認知症の人やその家族、地域の健康づくり・医療・福祉の従事者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、NPO等地域福祉の担い手、自治会等の皆様が幅広く連携し、メモリーウオークを企画・開催するための実行委員会を組織していただきます。

なお、主催団体は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないことを応募要件とします。

(4) 主催団体等の役割

①メモリーウオークの企画・立案・広報

(日程調整、コースの検討等を含む。)

②参加者の募集

③メモリーウオーク当日の進行(スタッフの手配含む)

④地元市町村との連携(共催、後援、道路使用許可等の申請)

(5) 県の役割

①メモリーウオーク開催の広報及び参加者の募集活動への協力

②関係備品の貸出(横断幕等)

③印刷代、送料等の経費について、一部を負担します。

(6) 費用分担

①需用費、役務費等の経費として6万円(予定)を上限に県で負担します。

ただし、応募団体が多数の場合は予算の範囲内で負担します。

②人件費等は主催団体の負担となります。

③県負担金の対象は、協定書締結日から事業完了日までの経費です。

3 応募方法等

(1) 提出書類

別添の様式「認知症メモリーウオーク・千葉」開催事前協議書に必要事項を記載の上、提出してください。

(2) 提出先

千葉県健康福祉部高齢者福祉課認知症対策推進班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2237

Fax 043-227-0050

Mail kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

(3) 提出方法 メール

(4) 応募期間 令和8年2月20日（金）から令和8年3月19日（木）まで

4 その他

(1) 協議結果については、令和8年4月頃に文書にて通知します。

(2) 協議の結果、本事業の実施について内示を受けた団体に対して、別途「認知症メモリーウオーク・千葉開催計画書」の提出を依頼します。

(3) 事業の実施にあたり、県と協定を締結していただきます。

(4) 2(6)①の県負担金については、令和8年2月定例県議会において、令和8年度当初予算が成立することが前提となりますので、御承知おきください。